

学校感染症の診断が出た場合は、学校へ電話連絡をしてください!!

かかりつけ医等に受診し、インフルエンザなど学校感染症にかかった場合は必ず定時制職員室へ電話連絡を入れてください。

医師による確定診断があったときから出席停止の扱いになります。

確定診断日の前日にもクリニックを受診し検査をしたにもかかわらずインフルエンザ等の反応が出ず(陰性)、翌日もう 1 回受診し、やっとインフルエンザ等の反応が陽性になった場合は、反応が出なかった前日に関しても、出席停止の扱いができる場合があります。

この場合は、前日の受診が確認できるクリニックの領収書(原本)を『学校感染症による療養の届』と共に担任へ提出してください。

家庭判断の欠席は、通常欠席(病気欠席)扱いになります。

なお『学校感染症による療養の届』は、**園芸高等学校定時制課程用**をご使用ください。入手方法として、定時制のページからプリントアウトするか、定時制職員室から印刷した物をもってください。